

1．調査目的

モニタリング調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）（以下「化審法」という。）の特定化学物質について、一般環境中の残留状況を監視することを目的とする。また、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「POPs条約」という。）に対応するため、条約対象物質等の一般環境中及び人体中における残留状況の経年変化を把握することを目的とする。

POPs（Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質）

2．調査対象物質

平成22年度のモニタリング調査は、従前の POPs 条約対象物質のうち PCB 類、HCB（ヘキサクロロベンゼン）、DDT 類、クロルデン類及びヘプタクロル類の5物質（群）並びに平成21年5月に開催された同条約の第4回条約締約国会議（以下「COP4」という。）において新規に POPs 条約対象物質として採択された HCH 類、クロルデコン、ヘキサブROMOビフェニル類、ポリブROMOジフェニルエーテル類（臭素数が4から10までのもの）、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペンタクロロベンゼンの6物質（群）を加えた11物質（群）に、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）、*N,N'*-ジフェニル-*p*-フェニレンジアミン類、トリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物の4物質（群）を加えた計15物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

平成21年度までは、従前の POPs 条約対象物質のうちポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランを除く10物質（群）について各物質とも毎年度の調査を行っていた。平成22年度以降の調査においては、調査頻度の見直し、一部の物質については隔年度の調査とすることとし、平成22年度の調査ではアルドリノ、ディルドリン、エンドリン、トキサフェン類及びマイレックスの5物質（群）の調査を行わなかった。なお、平成22年度に調査を行わなかった5物質（群）についても平成21年度までの調査結果を参考として本書に掲載している。

POPs 条約では、HCH 類のうち、 α -HCH、 β -HCH 及び γ -HCH（別名：リンデン）が COP4で POPs 条約対象物質とすることとされたが、本調査では δ -HCH も含めて HCH 類として調査を行った。

POPs 条約では、ポリブROMOジフェニルエーテル類のうち、テトラブROMOジフェニルエーテル類、ペンタブROMOジフェニルエーテル類、ヘキサブROMOジフェニルエーテル類及びヘプタブROMOジフェニルエーテル類が COP4で POPs 条約対象物質とすることとされたが、本調査ではそれらを含む臭素数が4から10のものについてポリブROMOジフェニルエーテル類として調査を行った。